

## 『配偶者控除および配偶者特別控除の改正について』

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の取り扱いが変更されました。所得税について、所得控除額**38万円**の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が**85万円**（給与収入**150万円**）に引き上げられるとともに、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は**38万円超123万円以下**となります。

一方、合計所得金額が**1,000万円**を超える納税者については、配偶者控除の適用ができないこととなりました。これらは、個人住民税についても同様の方法で見直されました。

### ■改正内容

#### 配偶者控除

改正前の控除額は一律**38万円**で、納税者本人の所得制限はありませんでしたが、改正後は納税者本人の合計所得金額が**900万円**を超えると控除額が逡減し、**1,000万円**を超えると控除額が消失します。具体的な控除額は別表1のとおりとなります。

別表1 配偶者控除の控除額

納税者本人の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者 (所得38万円以下)	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円(33万円)	48万円(38万円)
900万円超 950万円以下	26万円(22万円)	32万円(26万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円(11万円)	16万円(13万円)
1,000万円超	0円	0円

(注) 控除額欄のカッコ書きは住民税控除額

#### 配偶者特別控除

改正前は対象となる配偶者の合計所得金額が、**38万円超76万円未満**の場合に適用がありましたが、改正後は**38万円超123万円以下**まで引き上げられ、納税者本人の合計所得金額と控除対象となる配偶者の合計所得金額の組み合わせで控除額が増減するように見直されました。最大控除額**38万円**の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限額が、**40万円未満から85万円以下**に引き上げられました。

なお、改正前と同様に納税者本人の合計所得金額が**1,000万円**を超えると適用されません。控除額の詳細は別表2のとおりです。

別表2 配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円 (33万円)	26万円 (22万円)	13万円 (11万円)
85万円超 90万円以下	36万円 (33万円)	24万円 (22万円)	12万円 (11万円)
90万円超 95万円以下	31万円 (31万円)	21万円 (21万円)	11万円 (11万円)
95万円超 100万円以下	26万円 (26万円)	18万円 (18万円)	9万円 (9万円)
100万円超 105万円以下	21万円 (21万円)	14万円 (14万円)	7万円 (7万円)
105万円超 110万円以下	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)
110万円超 115万円以下	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)
115万円超 120万円以下	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)
120万円超 123万円以下	3万円 (3万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)
123万円超	0円	0円	0円

(注) 控除額欄のカッコ書きは住民税控除額

### ■適用

所得税は平成30年分以後から、個人住民税は平成31年度分以後から適用されます。

\* \* \*

今回の改正で、税法上の配偶者が3種類に分類されました。「控除対象配偶者」の内容が改正されるとともに、新たに「同一生計配偶者」および「源泉控除対象配偶者」が定義されました。改正された各配偶者の意義をまとめると別表3のとおりとなります。

別表3 改正後の各配偶者の意義

用語	意義
同一生計配偶者	納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人（青色事業専従者等を除く）のうち合計所得金額38万円以下である人をいいます。 納税者の合計所得金額に制限はありません。 (注) 改正後の同一生計配偶者は改正前の控除対象配偶者と同義となります。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、配偶者の合計所得金額が38万円以下、納税者の合計所得金額が1,000万円以下である人をいいます。
源泉控除対象配偶者	合計所得金額が900万円以下である納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が85万円以下である人をいいます。 (注) 納税者の配偶者控除額が38万円となる場合の控除対象配偶者および納税者の配偶者特別控除額が38万円となる場合の控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者ということになります。